

第3 「神戸市一般廃棄物処理基本計画」改定案及び市民意見募集の実施について

1. 趣旨

「神戸市一般廃棄物処理基本計画」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき策定するものである。また、「神戸市環境マスタープラン(環境基本計画)」の個別計画として位置づけている。

近年の少子高齢化の進展や、廃棄物を取り巻く環境の変化を踏まえ、資源を有効に活用して廃棄物を減らし、温室効果ガスの発生抑制を図るとともに、環境への負荷を低減するため「循環型社会」への変革が必要となっている。

そのため、生産から廃棄までの全ての段階で、市民・事業者・行政による徹底的な減量・資源化の取り組みや廃棄物の適正処理が不可欠であることから、市民目線で分かりやすい内容・文章表現で構成する計画へと改定を行う。

アンケートやワークショップなどを通じて多様な市民・事業者の参画を得ながら、寄せられた様々な意見をもとに、環境保全審議会に報告を行いながら検討を進めており、このたび、「神戸市一般廃棄物処理基本計画」改定案をとりまとめたことから、次のとおり広く市民・事業者の意見を募集する。

2. 「神戸市一般廃棄物処理基本計画」改定案の概要

(1) 計画期間

令和8(2026)年度～令和17(2035)年度までの10年間

(2) 改定のポイント

① 基本理念

「もったいない」で、ひと・まち・資源が、つながる・まわりつづける

② 基本方針

- ・徹底的な減量・資源化の推進
- ・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理

③ 主な目標

- ・1人・1日あたりごみ排出量(燃えるごみ) ▲16%・600g/人・日(2023年度比)
- ・温室効果ガス排出量 ▲50%(2013年度比)

④ 主な施策

- ・資源化可能な紙類・プラスチック類等の資源循環の促進
- ・既存施設を最大限活用しつつ、集約化による大規模・高性能・高効率な施設整備を検討

⑤ 市民・事業者が計画に取り組む際の目安として「環境行動ガイド」を掲載

(詳細は『「神戸市一般廃棄物処理基本計画」改定案』参照)

3. 意見募集の方法等

(1) 意見募集期間

令和7(2025)年12月15日(月曜)から令和8(2026)年1月16日(金曜)まで

(2) 閲覧資料

- ・神戸市一般廃棄物処理基本計画改定案

(3) 資料の閲覧

意見募集期間中、次の場所で閲覧いただけます。

- ・環境局環境企画課
- ・市政情報室
- ・各区役所地域協働課、須磨区役所北須磨支所、西区役所玉津支所

※上記のほか、神戸市ホームページにおいて、閲覧いただけます。

(4) 意見の提出先及び提出方法

- ・提出先：環境局環境企画課
- ・提出方法：郵送、FAX(078-595-6240)、直接持参、
電子メール(kankyo-chosei@city.kobe.lg.jp)、
神戸市ホームページ(意見募集)上の意見送信フォームによる提出のいずれか。

4. 意見募集後の予定

令和8(2026)年3月	寄せられた意見に対する市の考え方の公表
	第60回環境保全審議会において計画改定案の報告
	福祉環境委員会において最終案の報告
	計画策定、公表



神戸市一般廃棄物処理基本計画 改定案

Contents

Chapter 01	計画策定の基本的事項
Chapter 02	ごみ処理の現況
Chapter 03	前計画の総括
Chapter 04	ごみの現状
Chapter 05	ごみ処理の将来像
Chapter 06	基本方針(目標達成に向けた施策)
Chapter 07	ごみ処理の方向性
Chapter 08	食品ロス削減推進計画
Chapter 09	生活排水処理基本計画
Chapter 10	私たちができる環境行動ガイド



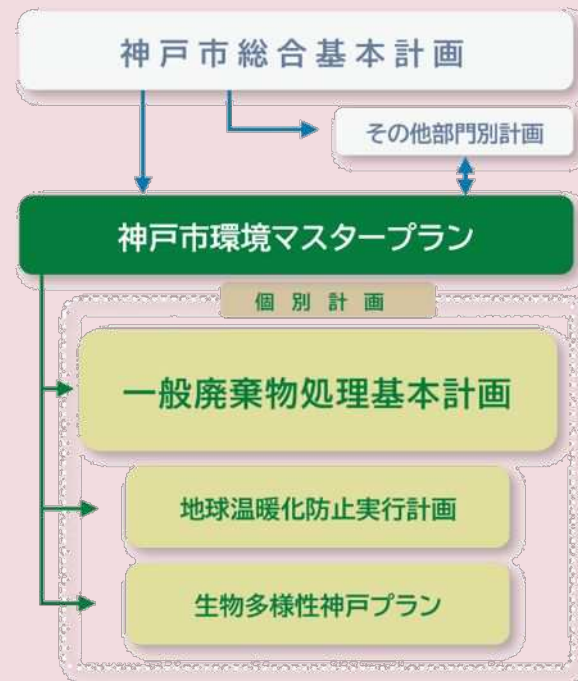
Chapter 01



計画策定の基本的事項

「一般廃棄物処理基本計画とは」

- 本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、廃棄物処理法)という。)第6条1項の規定に基づき策定するものです。
- また、「神戸市環境マスタープラン(環境基本計画)」の個別計画です。



「食品ロスの削減の推進に関する法律」第13条第1項の規定に基づく「食品ロス削減推進計画」を内包しています。

「計画策定の背景」

- 近年、地球温暖化の影響による自然災害の激甚化や、海洋プラスチックごみによる生態系への影響などの環境問題が深刻化しています。
- 少子高齢化の進展や、廃棄物を取り巻く環境の変化を踏まえ、資源を有効に活用して廃棄物を減らし、温室効果ガスの発生抑制を図るとともに、環境への負荷を低減する「循環型社会」への変革が必要となっています。
- 循環型社会の実現には、生産から廃棄までの全ての段階で、市民・事業者・行政による徹底的な減量・資源化の取り組みや、廃棄物の適正処理が不可欠です。
- 廃棄物処理の安定性と効率性・経済性を両立した、持続可能な一般廃棄物に関する施策を展開していくため、「神戸市一般廃棄物処理基本計画」を策定します。



Chapter
01



計
画
策
定
の
基
本
的
事
項

「国・県の動向」

国においては、「食品ロスの削減の推進に関する法律」や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」などにより、持続可能な社会づくりへの取組みが進み、最新の「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、「循環経済」への移行を国家戦略として位置づけています。

兵庫県は、「兵庫県資源循環推進計画」においてサーキュラーエコノミーへの移行、プラスチック資源循環の促進、廃棄物・資源循環分野のカーボンニュートラルの促進など、プラスチック対策、温暖化対策、循環経済を打ち出しています。

法 律 等

食品ロスの削減の推進に関する法律
〔2019年10月〕

本来食べられるのに廃棄される食品（＝食品ロス）を削減するため、消費者・事業者・行政など多様な主体が連携して、社会全体で取り組むことを目的に制定されました。

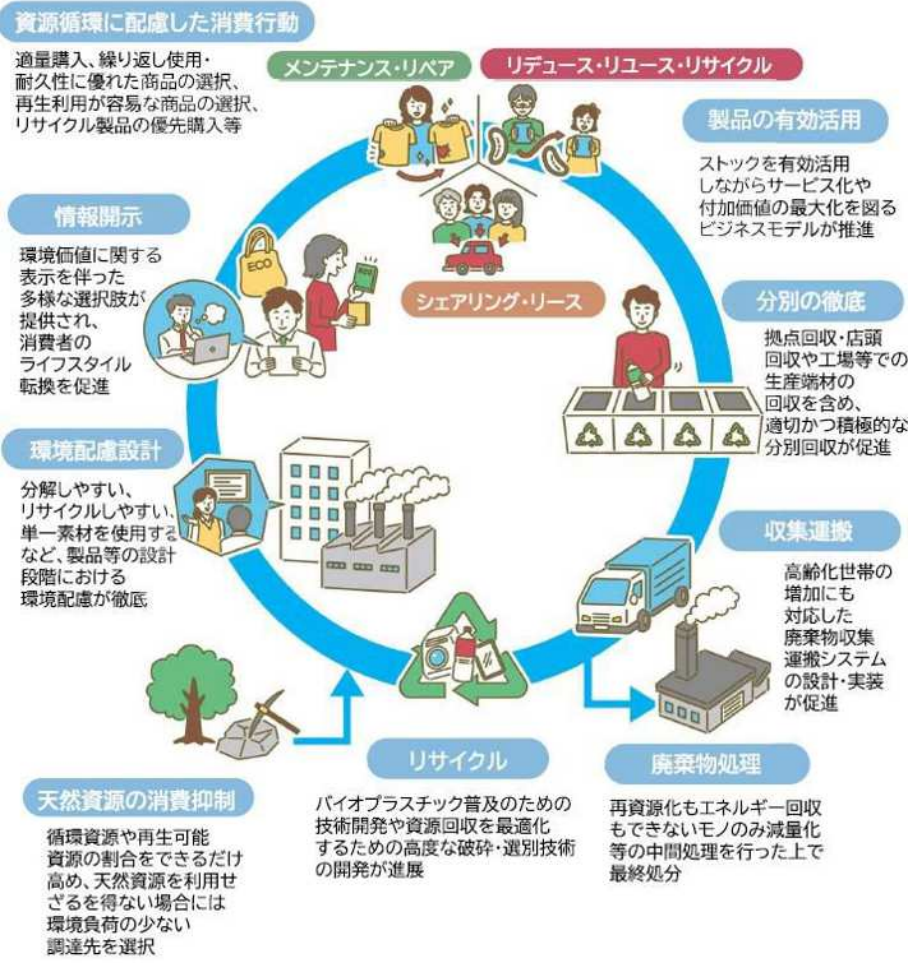
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律
〔2021年6月〕

プラスチックごみの流出による海洋汚染や生態系への影響などが世界的に問題となっており、プラスチック製品の製造から廃棄まで、ライフサイクル全体での資源の循環に取り組むことを目的に制定されました。

第五次循環型社会形成推進基本計画の策定
〔2024年8月〕

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を進めることが示されました。

循環型社会の将来像



出典：環境省（第五次循環型社会形成推進基本計画）

Chapter 01



計画策定の基本的事項

「計画期間」

計画期間は2026年度～2035年度までの10年間

「計画の対象とする一般廃棄物」

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に区分されます
本計画において対象とする廃棄物は、生活排水(し尿・浄化槽汚泥)を含む「一般廃棄物」です

2030年度以降、芦屋市の可燃ごみ(家庭系ごみ・事業系ごみ)の広域処理を開始します

※芦屋市のごみの減量については、芦屋市一般廃棄物処理基本計画に基づき、取り組めます。

■家庭系ごみ(家庭から排出されるごみ)

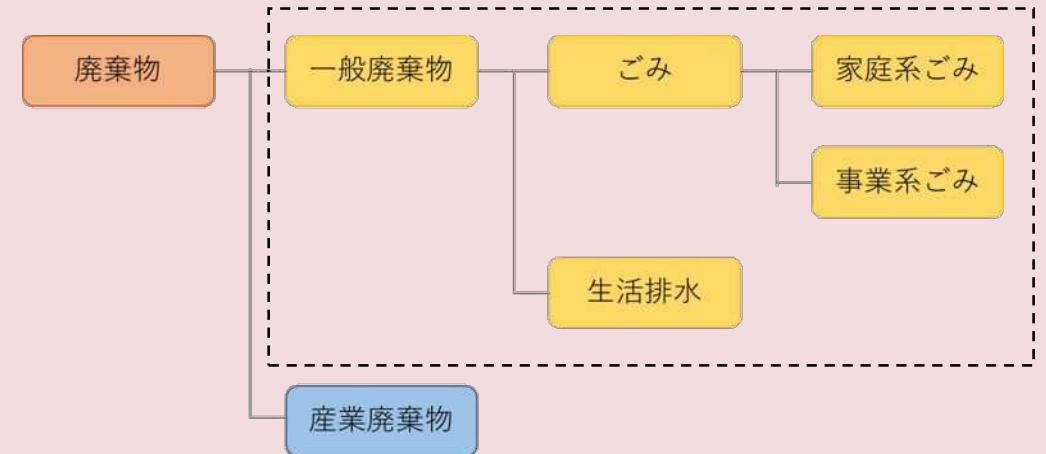
■事業系ごみ(事業活動等に伴い排出されるごみ)

■生活排水(し尿・汚泥)

「対象区域」

本市全域

【廃棄物の体系図】



※産業廃棄物は、廃棄物処理法の排出者責任に基づき適正処理を行う必要があります。

Chapter
02



「
ご
み
処
理
の
現
況

「社会環境（人口・世帯数）」

人口は2011年の154.5万人をピークに減少
する一方、世帯数は増加しています



「社会環境（事業所数・従業者数）」

事業所数・従業者数は2009年から2021年
にかけて減少しています

産業別では、卸売業・小売業が事業所数・
従業者数とも最も多くなっています

事業所数			従業者数		
	2009年	2021年		2009年	2021年
全産業（公務を除く）	72,748	62,228	全産業（公務を除く）	741,814	725,828
農林漁業	72	109	農林漁業	676	992
鉱業，採石業，砂利採取業	5	1	鉱業，採石業，砂利採取業	28	6
建設業	4,228	3,726	建設業	33,268	27,793
製造業	4,623	3,550	製造業	91,554	83,388
電気・ガス・熱供給・水道業	38	69	電気・ガス・熱供給・水道業	1,723	2,215
情報通信業	935	850	情報通信業	16,826	16,111
運輸業，郵便業	2,406	2,089	運輸業，郵便業	57,048	51,966
卸売業，小売業	19,676	15,233	卸売業，小売業	170,131	152,798
金融業，保険業	1,056	946	金融業，保険業	16,723	16,849
不動産業，物品賃貸業	6,017	5,161	不動産業，物品賃貸業	23,506	23,919
学術研究，専門・技術サービス業	3,321	3,566	学術研究，専門・技術サービス業	22,207	28,520
宿泊業，飲食サービス業	12,339	8,842	宿泊業，飲食サービス業	89,854	67,776
生活関連サービス業，娯楽業	5,698	4,608	生活関連サービス業，娯楽業	33,046	26,216
教育，学習支援業	2,332	2,379	教育，学習支援業	31,015	33,997
医療，福祉	5,095	6,305	医療，福祉	83,934	111,008
複合サービス事業	271	225	複合サービス事業	2,587	3,040
サービス業(他に分類されないもの)	4,636	4,569	サービス業(他に分類されないもの)	67,688	79,234

出典: 経済センサス基礎調査結果(総務省統計局)

Chapter
02



ごみ処理の現況

「家庭系ごみ」

家庭系ごみは、資源物として缶・びん・ペットボトル、容器包装プラスチックの他、燃えるごみ、燃えないごみ、カセットボンベ・スプレー缶、大型ごみの6分別としています。市が規格のみを定める単純指定袋制度を導入しています。原則、クリーンステーションへ排出されたごみを収集していますが、大型ごみは有料とし、事前申し込みによる戸別収集を行っています。

家庭系ごみの分別

一般廃棄物の種類	収集区域	収集・運搬体制	収集回数	排出の方法	搬入先
缶・びん・ペットボトル	神戸市全域	市(直営)	週1回	市が収集しているごみ集積場(クリーンステーション)を活用した定点方式	市の資源化選別等処理施設又は中継施設
容器包装プラスチック		市(直営)	週1回		市の中継施設
燃えるごみ		市(直営又は委託)	週2回		市の焼却施設又は市の中継施設
燃えないごみ		市(直営)	月2回		市の破碎施設又は市の中継施設
カセットボンベ・スプレー缶		市(直営)	月2回		民間の破碎施設
大型ごみ		市(委託)	随時	大型ごみ受付センターへの事前申し込みにより受付センターが指定した方法	市の破碎施設又は市の中継施設

「事業系ごみ」

事業系ごみは4区分(可燃ごみ、粗大(不燃)ごみ、資源ごみ(缶・びん・ペットボトル)、カセットボンベ・スプレー缶)としています。市のごみ処分手数料を袋の販売価格に上乗せする有料指定袋制度を導入しています。自己搬入または一般廃棄物収集運搬許可業者による収集運搬により、市または民間の処理施設で受け入れています。

事業系ごみの分別

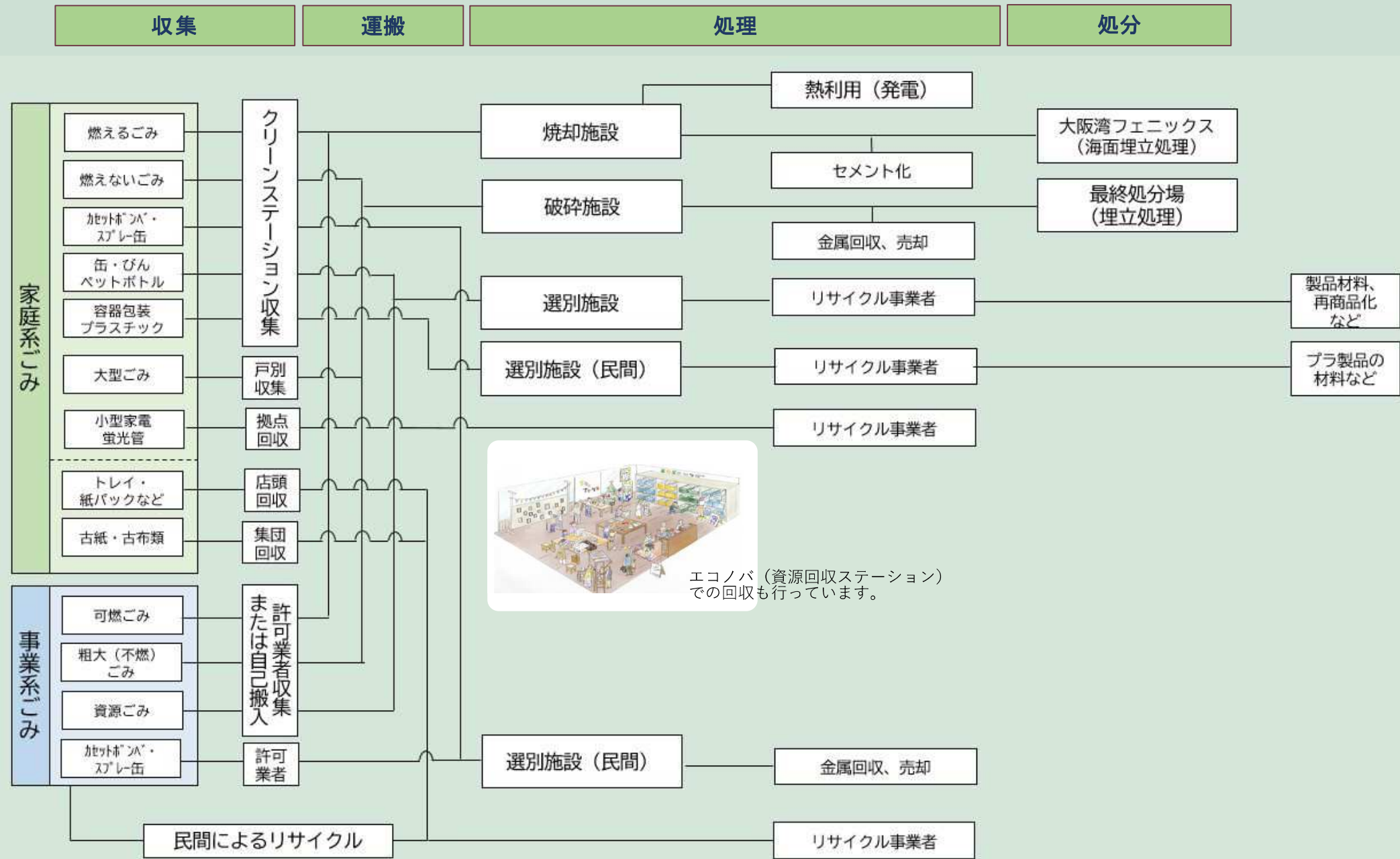
一般廃棄物の種類	収集区域	収集・運搬体制	収集回数	排出の方法	搬入先
可燃ごみ (可燃物で一辺がおおむね50cm以下のもの)	神戸市全域	自己搬入または一般廃棄物収集運搬許可業者	許可業者との契約による	許可業者との契約による	市の焼却施設若しくは、市の中継施設又は民間の資源化施設
粗大(不燃)ごみ (可燃物のうち一辺がおおむね50cmを超えるもの、不燃物又は不燃物及び可燃物からできているもの)					市の破碎施設又は民間の資源化施設
資源ごみ (缶・びん・ペットボトル)					市の資源化選別等処理施設
カセットボンベ・スプレー缶		一般廃棄物収集運搬許可業者			民間の破碎施設

Chapter
02



ごみ処理の現況

「処理フロー」



Chapter 02



ごみ処理の現況

「ごみ処理施設の配置と概要」

施設配置図



焼却施設

名称	所在地	設備能力
東クリーンセンター	東灘区魚崎浜町1-7	900t/日(300t/24h×3基)
港島クリーンセンター	中央区港島中町9-12	600t/日(200t/24h×3基)
西クリーンセンター	西区伊川谷町井吹字三番園74-1	600t/日(200t/24h×3基)



中継施設

名称	所在地	中継方式	対象となる収集物
東クリーンセンター	東灘区魚崎浜町1-7	ビット方式	燃えないごみ、大型ごみ、缶・びん・ペットボトル、容器包装プラスチック
港島クリーンセンター	中央区港島中町9-12	ビット方式	缶・びん・ペットボトル、
茹藻島クリーンセンター	長田区茹藻島町3-12-28	ビット方式	燃えるごみ
落合クリーンセンター	須磨区中落合3-1-1	ビット方式	燃えるごみ
妙賀山クリーンセンター	北区山田町小部字妙賀山1-1	ビット・ヤード方式	燃えないごみ、缶・びん・ペットボトル、容器包装プラスチック
布施畑環境センター	西区伊川谷町布施畑字丸畑1172-2	ヤード方式	容器包装プラスチック



破碎施設

名称	所在地	設備能力	対象となる廃棄物
布施畑環境センター 破碎選別施設	西区伊川谷町布施畑字丸畑1172-2	300t/日 (150t/5h×2基)	燃えないごみ、大型ごみ (木質系廃棄物除く)
港島クリーンセンター	中央区港島中町9-12	20t/日 (10t/5h×2基)	木質系廃棄物



選別・圧縮施設

名称	所在地	設備能力
資源リサイクルセンター	西区見津が丘1-9	90t/日(45t/5h×2基)



最終処分場

名称	所在地	埋立容積	残余容量 (2023年度末時点)	埋立対象物
布施畑環境センター	西区伊川谷町布施畑字丸畑1172-2	23,500千㎡	4,180千㎡	不燃性残渣
淡河環境センター	北区淡河町野瀬字南山	7,700千㎡	5,540千㎡	不燃性残渣
大阪湾圏域広域処理場整備事業(フェニックス事業)神戸沖埋立処分場	東灘区向洋町	15,000千㎡		焼却灰

Chapter
03

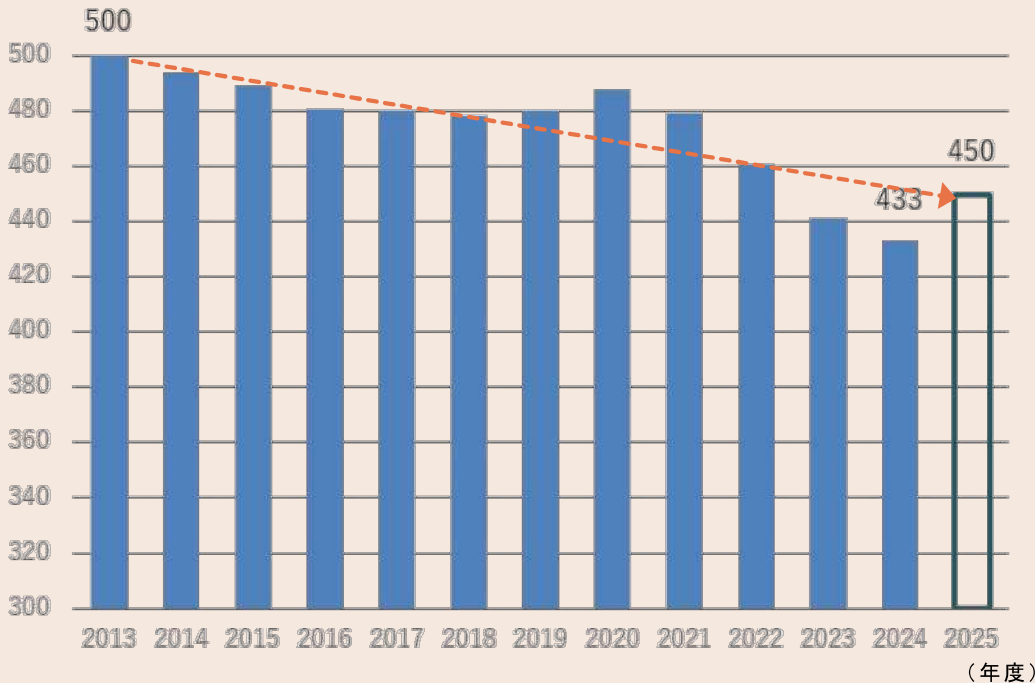


前
計
画
の
総
括

目標指標の達成状況①

家庭系ごみ1人1日あたり排出量

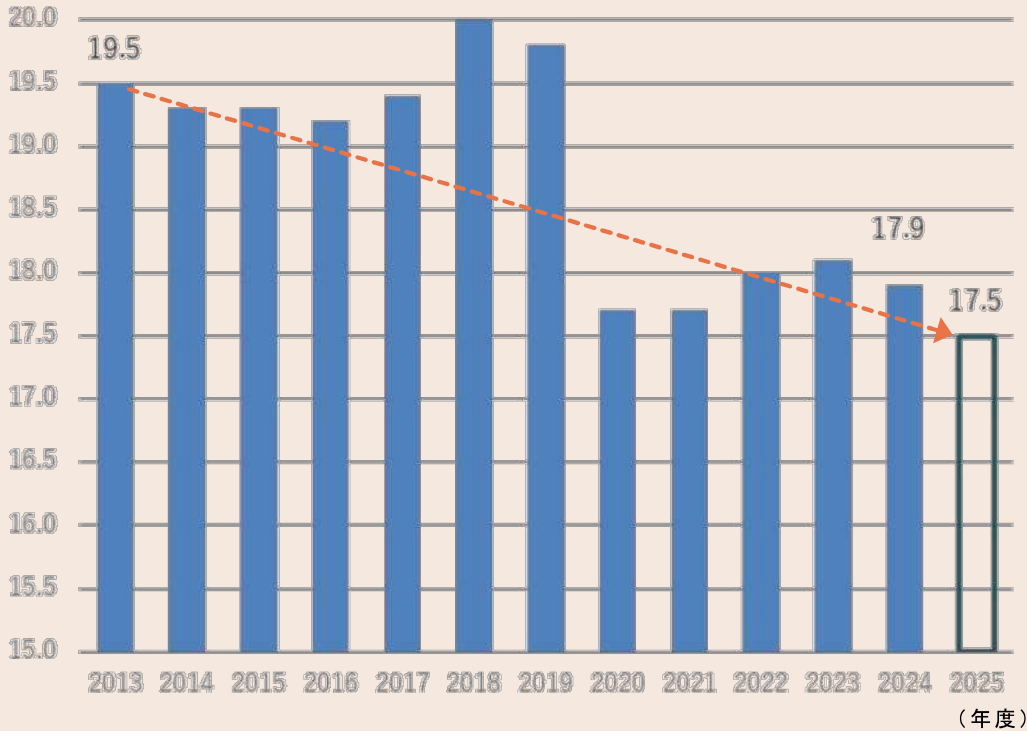
(単位:g/人・日)



減少傾向で推移しており、2019～2021年度に一時的に増加したが、減量・資源化の進展等により、再度減少に転じ、目標の450g以下を達成

事業系ごみ総排出量

(単位: 万t/年)



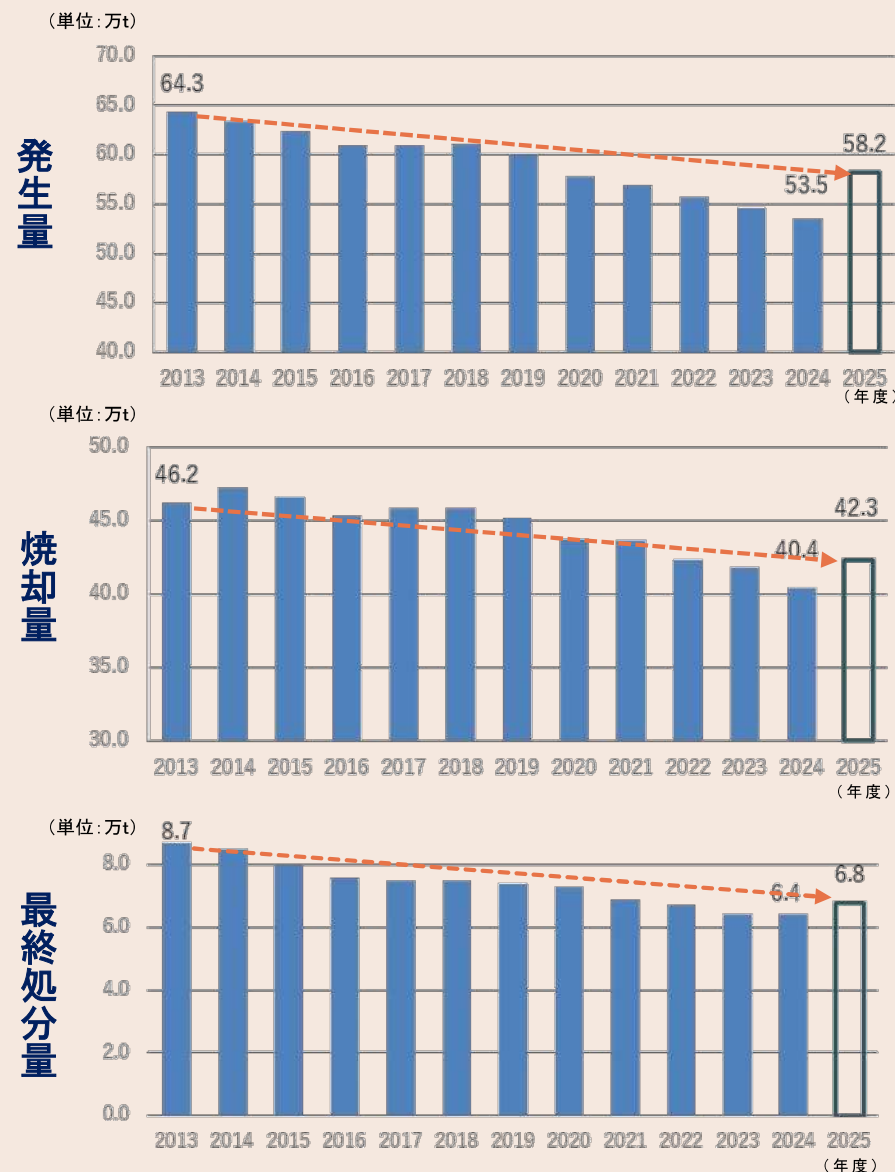
2020・2021年度に大幅に減少したのち、増加したものの、おおむね目標を達成見込

Chapter 03

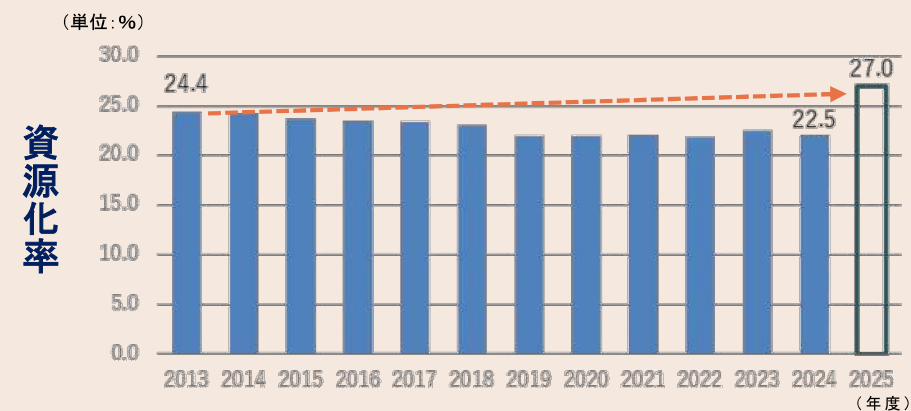


前計画の総括

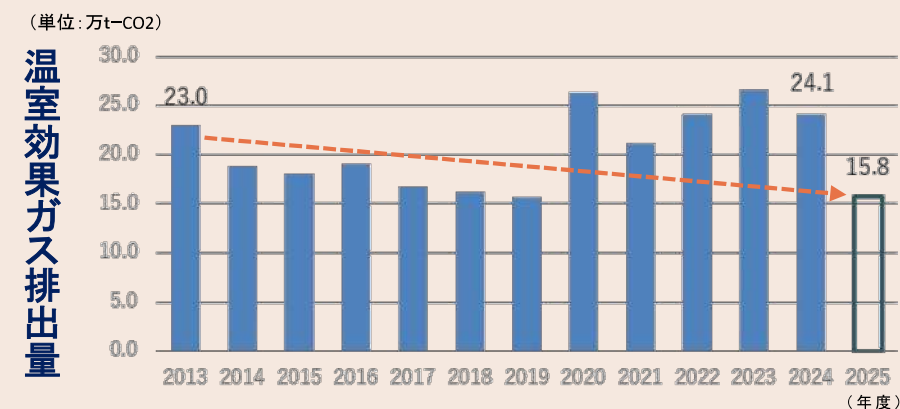
目標指標の達成状況②



人口減少や減量・資源化の進展により、「発生量」「焼却量」「最終処分量」が減少し、目標の達成見込

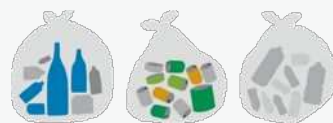


ペーパーレス化社会の浸透などにより、排出・回収される古紙が大幅に減少するなど、資源化率は微減傾向



焼却量は減少しているものの、測定対象となるプラスチック類等の割合・量の増などにより基準年度(2013)を超過

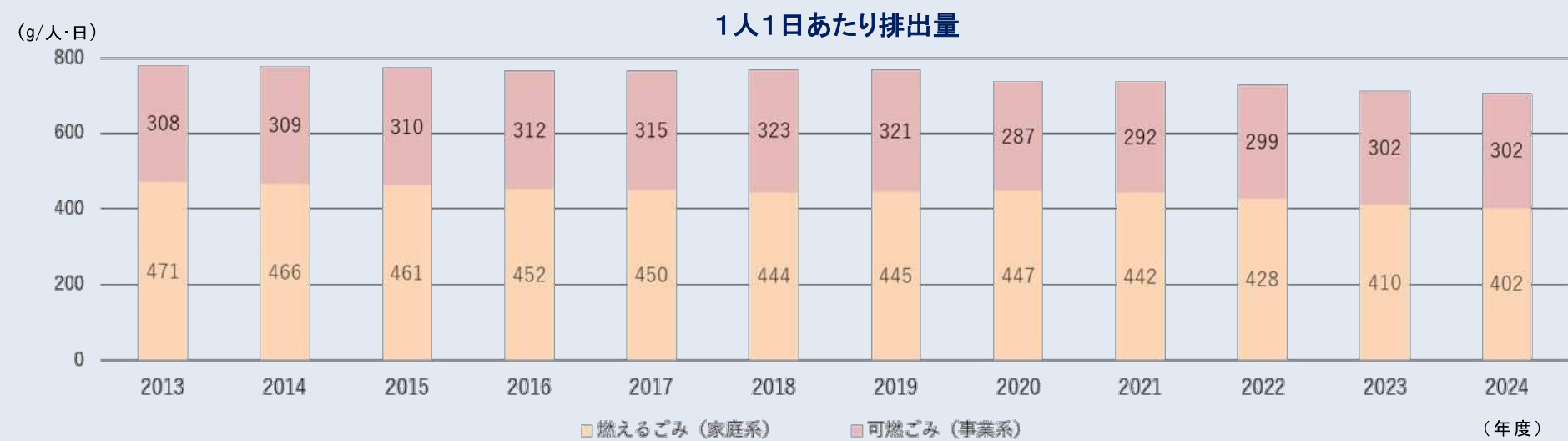
Chapter
04



ごみの現状

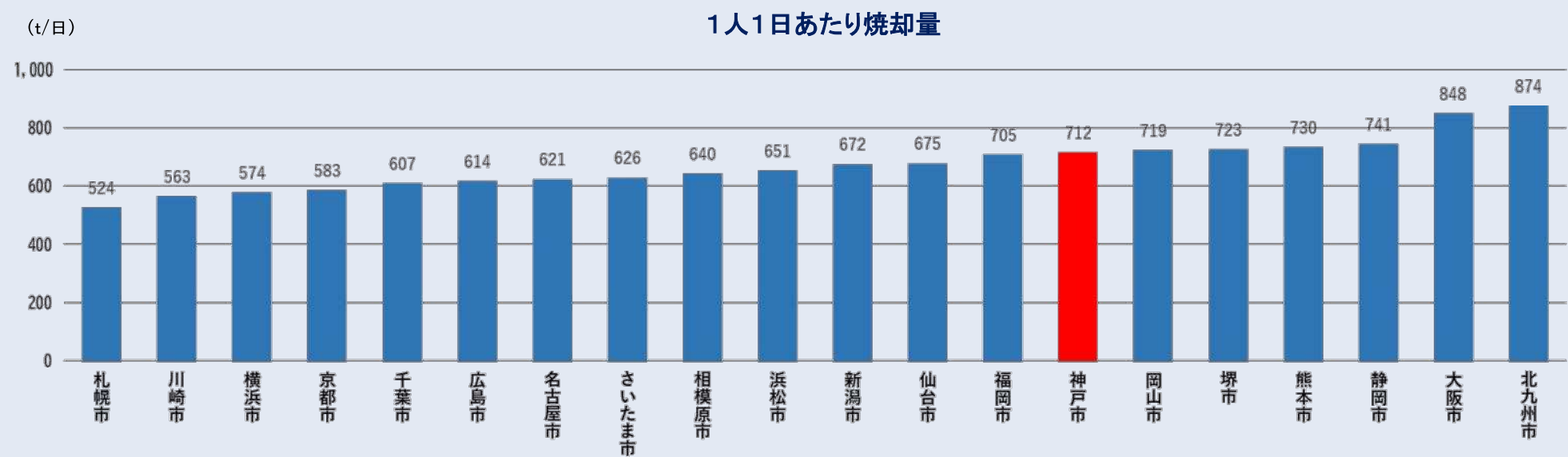
燃えるごみ(家庭系)・可燃ごみ(事業系)排出量の推移

□ 1人1日あたりの排出量は減少傾向



他政令市との比較(1人1日あたりの焼却量)

□ 1人1日あたり焼却量は、政令市中位よりも多い状況



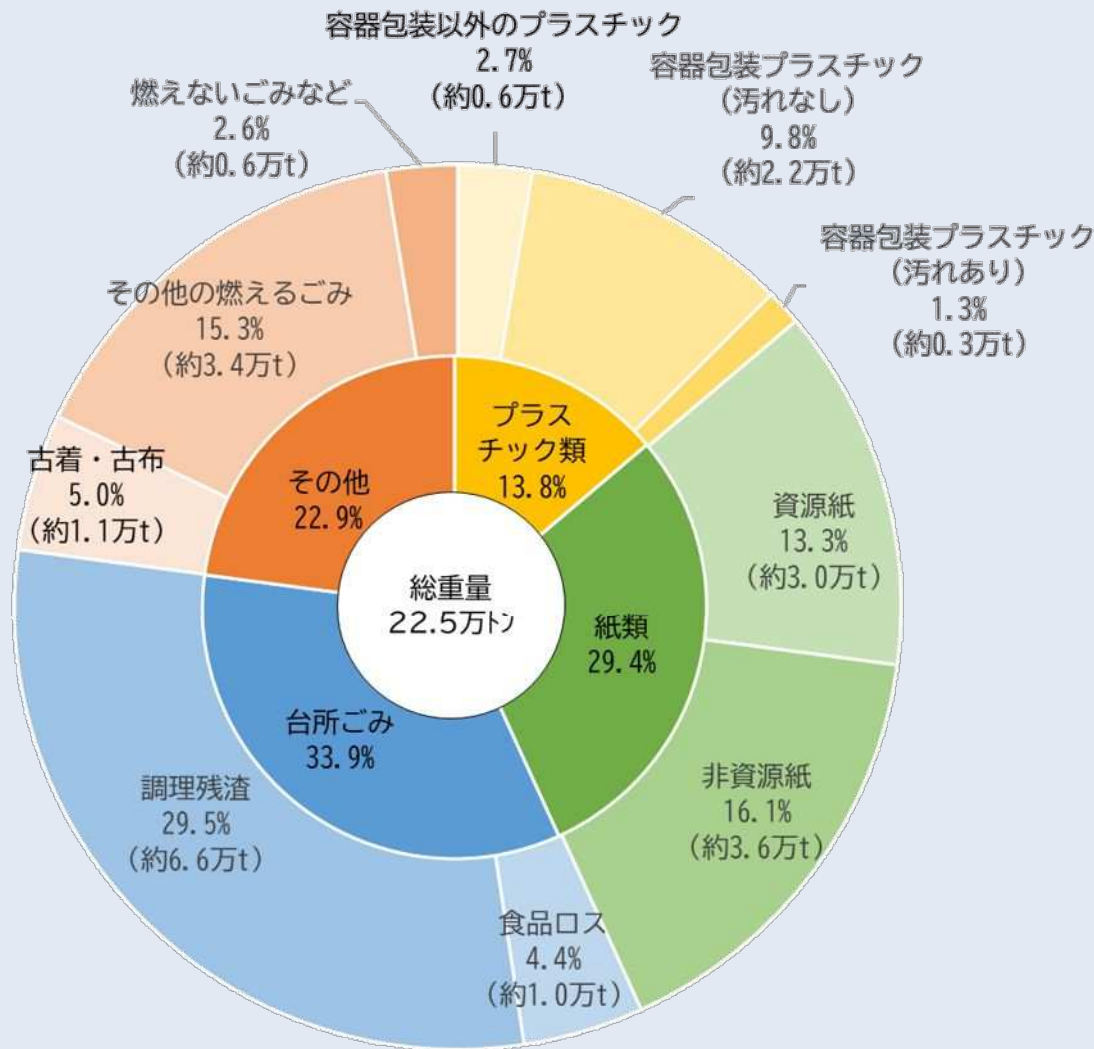
出典:環境省一般廃棄物実態調査【2023(令和5)年度】

Chapter
04

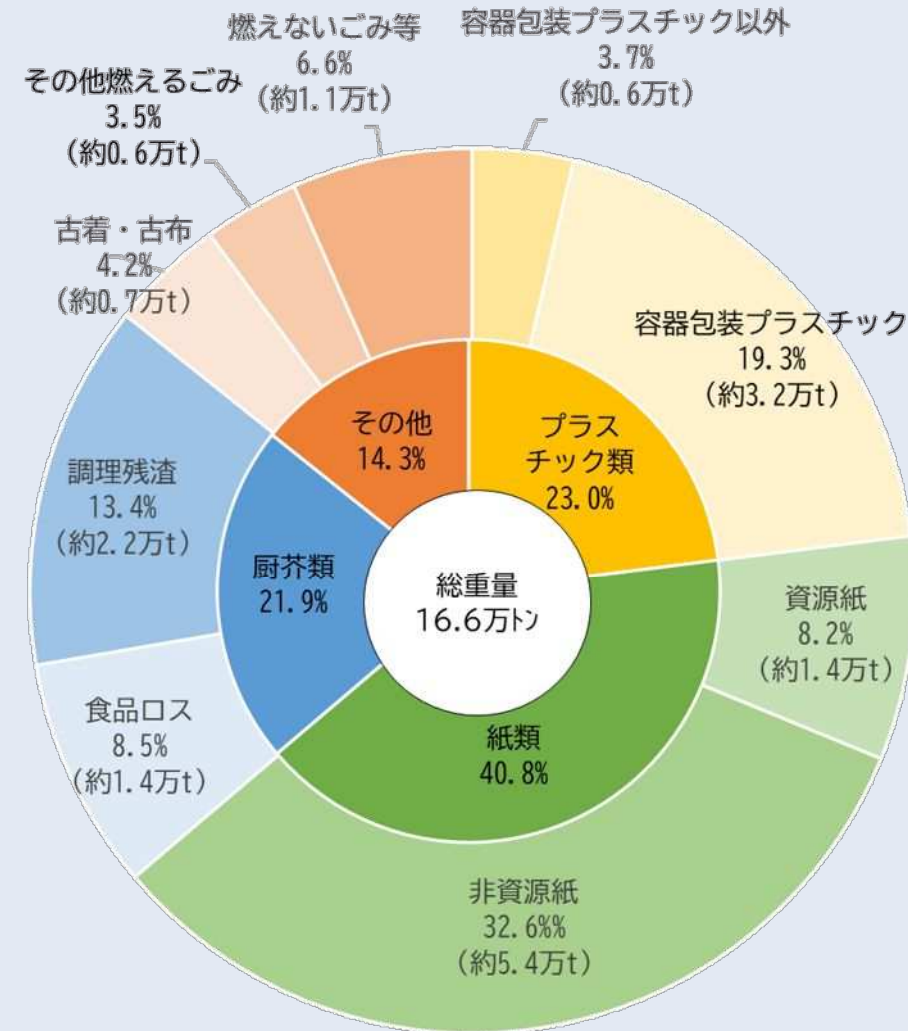


ごみの現状

「燃えるごみ(家庭系)の組成」



「可燃ごみ(事業系)の組成」



※2023年ごみ排出量に2024年組成調査結果の割合を乗じて推計量を算出

Chapter
05



ごみ処理の将来像

「基本理念」

「もったいない」で、ひと・まち・資源が、つながる・まわりつづける

製造者・販売者・消費者・再商品化する者、あらゆる主体が、持続可能なかたちで、「もったいない」を継承

安定性と効率性・経済性を両立した持続可能な一般廃棄物に関する施策を展開

天然資源の投入量削減や温室効果ガス排出抑制により、カーボンニュートラルやネイチャーポジティブに貢献

「基本方針」

生産・流通・消費・廃棄などの全ての段階において、市民・事業者・行政がごみの発生抑制と資源の循環的利用を図り、環境と経済の好循環を生み出す循環経済の実現に取り組めます

基本方針1



徹底的な減量・資源化の推進

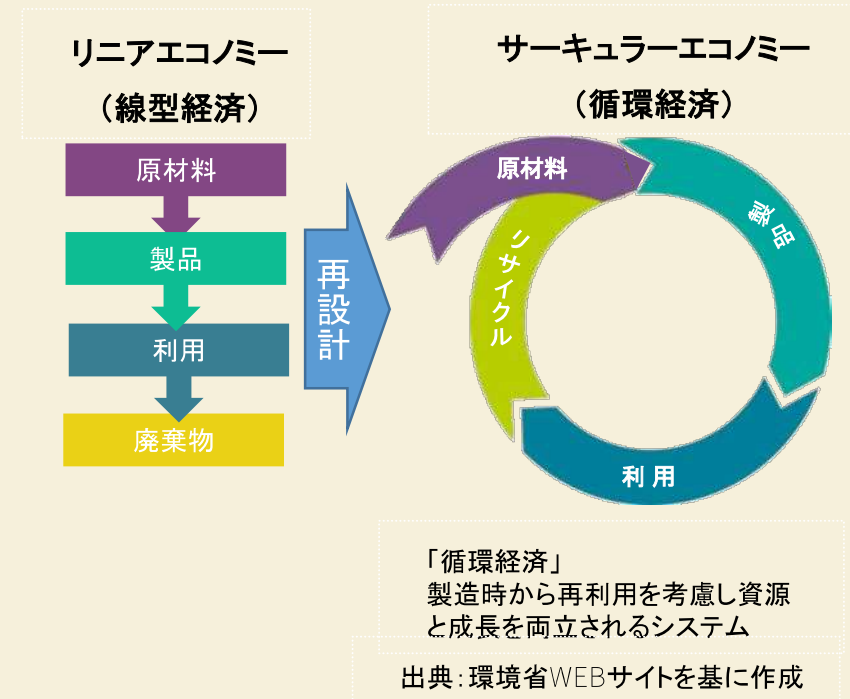
基本方針2



廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理

「取組の視点」

本計画は、「神戸市地球温暖化防止実行計画」と「生物多様性神戸プラン」とも連携し、ごみの減量と資源の循環に取り組むことで、ごみ処理時に排出される温室効果ガスを減らすとともに、自然へのごみの流出を防ぎ生物多様性への影響を減らすなど、相乗効果をもたらします



Chapter
05



ごみ処理の将来像

「目標設定」

燃えるごみ

「1人・1日あたりごみ排出量」



食品ロス(生ごみ)を減らそう



プラスチック混入をなくそう



資源物の混入をやめよう



※1: ((燃えるごみ(家庭系)+可燃ごみ(事業系))÷基準年度人口÷366日で算出

※2: ((燃えるごみ(家庭系)+可燃ごみ(事業系))÷目標・最終年度人口÷366日で算出

※3: 環境省「第五次循環型社会形成推進基本計画」における1人1日あたり平均排出量を準用

「目標指標と目標値」

目標指標	基準年度 (2023年度)	目標値・最終年度 (2035年度)※4
燃えるごみ(家庭系)の排出量	22.5万t	17.3万t
可燃ごみ(事業系)の排出量	16.6万t	13.0万t
ごみ発生量	54.6万t	46.0万t
総処理量	45.0万t	36.4万t
焼却量(残渣等含む)	41.8万t	32.3万t
最終処分量(埋立量)	6.4万t	5.0万t
排出抑制量/ごみ発生量	18%	21%
温室効果ガス排出量	26万t-CO2 (基準年度2013年度)	13万t-CO2
焼却処理される食品ロス量	2.4万t	2.1万t
容器包装プラスチックの分別協力率	27%	60%

※4: 芦屋市の可燃ごみ2.1万tの処理量含まず

Chapter 06



基本方針1

徹底的な減量・資源化の推進

目標達成に向けた施策

2R(リデュース・リユース)の推進により、できるだけごみを出さず、資源化可能なものはできるだけリサイクルを行うことでごみの発生抑制と資源の循環的利用を創出した暮らしの確立

●リデュース、リユースによる環境負荷の低減

- ・ むだをなくし、ものを繰り返し使うことでごみをできるだけ出さないライフスタイルを確立し、環境負荷の低減を図ります
- ・ 地球環境にやさしい製品づくりやサービスの提供を製造・販売事業者に働きかけるなどごみをできるだけ出さない社会を目指します
- ・ リユースショップやフリマアプリ等の活用を推進し、市民への意識醸成を図るとともに機会の創出を図ります
- ・ 捨てるはずのものを活用し、元より価値の高い製品を生みだすアップサイクルを推進します

●リサイクルによる環境負荷の低減

- ・ 地域で取り組む「資源集団回収」やスーパー等の「店頭回収」を促進するため、回収拠点マップを活用し、リサイクルの推進を図ります
- ・ 質の高いリサイクルを目指すエコノバ(資源回収ステーション)の拡充・利用促進を図ります
- ・ 「つめかえパックリサイクルプロジェクト」や「ボトルtoボトルリサイクル事業」などまわり続けるリサイクルを推進します

●資源化可能な紙類・プラスチック類等の資源循環の促進

- ・ 紙類の更なる減量・資源化に向けた取組を推進するため、「拠点回収の強化」や「事業系ごみの排出ルールの見直し」を行います
- ・ プラスチック類の減量・資源化に向けた取組を推進するため、「製品プラスチックの分別回収の実施に向けた検討」や「事業系ごみの排出ルールの見直し」を行います

●生ごみの削減や食品ロスの削減

- ・ 生ごみのうち約7割を占める水分を減らす「水切り運動」の推進、コンポストなどの推進により、生ごみの削減を図ります
- ・ 市内の事業者と協力して、「てまえどり」やフードバンクの取組を推進し、食品ロスの削減を図ります
- ・ 食品ロス削減協力店や食べ残しの持ち帰り推進など食品関連事業者の取組を推進し、食品ロスの削減を図ります

●環境美化の推進

- ・ 海洋プラスチック問題となるプラスチックごみの陸域から河川及び海洋への流出を抑制するため市民への意識啓発に取り組みます
- ・ 地域と行政の協働による「美しいまちづくり」を進めるため、クリーン作戦の支援を図ります
- ・ ばい捨ての防止やまちの美化の推進を図ります
- ・ 不法投棄に対する監視体制を強化することで未然防止に努め、また、資源物の持ち去り対策の実施に努めます

手法

- ・ 市民、事業者の行動変容を促す情報発信に取り組みます
- ・ 学校と連携した子どもたちへの環境教育の推進や幅広い年齢層に対応した学習プログラムの充実を図ります

Chapter 06



基本方針2

着実な適正処理 廃棄物管理基盤の 強化と

目標達成に向けた施策

人口減少やごみの減量・資源化の進展を前提に、地方自治体の責務として公衆衛生の確保・適正処理を果たすとともに、収集・運搬・処理・処分に必要な施設、体制の確保

●安定的なごみの収集、運搬体制の確保

- ・ DXツールである「収集運搬管理システム」を活用した収集体制の最適化、収集作業の円滑化・効率化の促進を図ります
- ・ ごみの減量・資源化の状況などを踏まえ、処理費用の負担の見直しを総合的に検討します
- ・ 高齢や障がいなどによってごみ出しができないごみ出し困難者に対し、ごみ出し支援の体制整備を図ります
- ・ リチウム蓄電池及びリチウム蓄電池を使用した製品の適正な回収処理を図ります

●処理、処分に必要な施設・体制の確保

- ・ 複数の焼却施設・中継施設によるネットワークを活用した効率的・経済的安定的な処理を図り、適正な管理・運営に努めます
- ・ 個別の施設整備においては、環境負荷低減のため高効率・高性能なものにするとともに、省スペース・省力化を積極的に検討するなど、トータルコストの削減に努めます
- ・ 国の財政支援を最大限に活用し、高性能・高効率な施設整備を行い、施設の適正配置を図ります
- ・ 最終処分量の削減に努め、最終処分場の適正な管理・運営に取り組み、引き続き大阪湾フェニックス事業に参画します

●エネルギーの効率的な回収・利用

- ・ ごみ発電のエネルギーの地産地消を進め、脱炭素化を図ります
- ・ 収集運搬や中間処理のごみ処理工程における温室効果ガス排出量の削減を進めます

●ごみ処理の広域的体制の構築

- ・ 芦屋市との可燃ごみの処理の連携により、脱炭素・環境負荷の低減を図ります
- ・ 近隣市との資源化処理施設の広域連携に向けた検討を進めます

●災害時における連携体制の強化と適正かつ円滑な処理の実施

- ・ 神戸市災害廃棄物処理指針の運用を適切に行えるよう適宜見直し、災害発生時に災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理を実施できるよう備えます
- ・ 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定により、周辺自治体との連携強化を図ります
- ・ 関係機関との連携強化を図り、災害発生時も安定的にごみ処理を行える体制を構築します



家庭系一般廃棄物

① 基本的な考え方

- 生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、適切に収集運搬を行います
- 排出量等を考慮しながら、適切な収集形態、収集回数、収集体制等を確保していきます
- 効率的な体制を維持するとともに、中継地を活用して小型車両から大型車両に積み替えを行うなど、環境負荷の低減に努めていきます
- DXツールを活用し、効率化と省力化に取り組みます

② 収集運搬の方法

- 原則、クリーンステーション収集とし、大型ごみは事前申し込み制での戸別収集(有料)とします
- 市の各処理施設に持ち込むことも可能とします
※申請手続きと搬入手数料が必要になります

③ ごみ出し困難者への対応

高齢者や障がい者などの単身世帯においてごみ出しが困難となっている現状を踏まえ、ひまわり収集や大型ごみの持ち出し支援等を継続します

④ 地域の資源集団回収や民間の回収拠点

- 行政が設置している資源物の回収拠点の拡充を図るとともに、地域団体等による資源集団回収やスーパーマーケットなど小売店での店頭回収によるリサイクルも推進します
- 回収場所や品目、利用可能時間など、回収拠点マップとしてホームページに掲載、見える化をすることで、市民の利便性の向上と回収量の増加を促進します

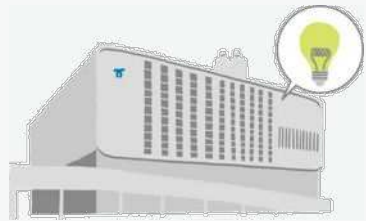
事業系一般廃棄物

事業系ごみの適正な処理方法

市の処理施設に自ら持ち込む※か、一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する必要があります

※事業系有料指定袋には、ごみ処分手数料が含まれています

Chapter 07



「中間処理計画」 ごみ処理の方向性

1 基本的な考え方

- ・ 市民の良好な生活環境の維持と公衆衛生の向上を図るため、法令等に基づく基準を遵守し、安全・安心な適正処理を行います
- ・ 将来のごみ量予測や地理的特性、収集時間、維持管理、災害等を考慮し、適切に施設を配置することで、ごみを安定的に適正処理します
- ・ 各施設は、十分な点検・補修期間を確保し、適切に運転・管理していきます
- ・ 機能回復及び大規模改修工事を適切に行い、できる限り施設の長寿命化を図りながら、ファシリティマネジメントを推進します
- ・ すべての焼却施設において焼却熱を利用したごみ発電を行うことで、環境負荷低減と歳入確保に取り組みます
- ・ 燃えるごみの広域処理を行うことで、圏域の脱炭素・環境負荷低減に貢献します
- ・ また、民間の中間処理施設については、適正に処理・資源化が可能となるよう、引き続き指導していきます
- ・ 災害等の緊急時も安定的に対応できる廃棄物処理システムづくりを検討していきます

2 中間処理施設の整備

- ・ 効率的・経済的・安定的な焼却・中継施設によるネットワークを維持していくため、老朽施設の建て替えや集約化を検討します
- ・ 再整備にあたっては環境負荷低減や支出抑制の観点からも既存施設・用地を最大限活用します
- ・ 焼却施設は、環境負荷低減と歳入確保のため高効率なごみ発電を行いながら、整備費用・維持管理費用の高騰に対応すべく、施設の集約化により施設あたりの処理能力を維持確保します
- ・ また、中継施設は省スペース化や省力化を積極的に検討します
- ・ 持続可能なかたちでトータルコストを抑制しながら、必要不可欠な社会インフラとしてのごみ処理ネットワークを維持します
- ・ 2050年カーボンニュートラルを目指し、処理施設においても新技術を積極的に研究・採用していきます
- ・ また、エネルギー施設・資源化施設として、さらなる地域との共生・市民への還元を目指します



Chapter 07



「最終処分計画」 ごみ処理の方向性

① 基本的な考え方

最終処分量の削減に努め、限りある埋立処分地（環境センター・大阪湾フェニックス）を長期にわたって使用していきます

② 最終処分方法

当面は現行の最終処分方法を継続します

不燃性残渣

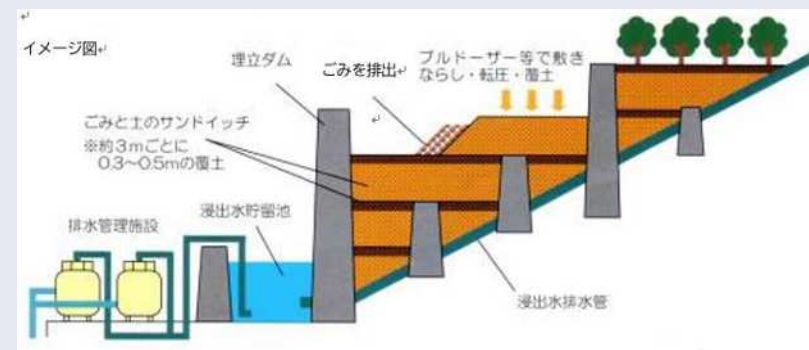
焼却不適物や不燃性廃棄物については、破碎処理の後、可燃物や資源物を取り除いて不燃物だけを適正に埋立処分します

焼却残渣

家庭や事業所から出たごみは焼却施設で燃やされ、焼却灰や燃えかすの“焼却残渣”は、大阪湾フェニックスセンターにて適正に埋立処分します

③ 最終処分場

市環境センターでは、排水処理設備等の点検・補修・更新を適切に行うことで、周辺環境に配慮した、安定運転・管理を行います



〔環境センターでの処分方法〕



〔神戸沖埋立処分場〕

Chapter
08



食
品
ロ
ス
削
減
推
進
計
画

1 背景

食品ロス削減のためには、国民一人ひとりが自分の問題と捉え、具体的な「行動」に移すことが必要。国では、国・自治体・事業者・消費者等が連携し、国民運動として食品ロス削減を推進していくことを基本的な方向として設定。

2 本市の状況

【家庭系(家庭から出る食品ロス)】

2023年度の1人1日あたり排出量約18g

【事業系(小売店や飲食店から出る食品ロス)】

2023年度の事業系可燃ごみに含まれる食品ロス約1.4万トン

3 目指すべき将来像

- 市民が食品ロスを自分の問題と捉え、買い物から保存、調理、食事、在庫管理に至るまで「もったいない」という気持ちをもって、適量購入・調理や在庫管理、食べきりが習慣的に、あたりまえにできている姿。
- スーパーマーケットやコンビニ、飲食店等においても、食品ロスが出ない工夫が行われ、市民も協力している姿。

4 計画の基本方針

	家庭から出る食品ロスを減らす	小売店や飲食店から出る食品ロスを減らす
発生抑制の推進	- 食品ロスの見える化 ⇒食品ロスダイアリーの普及 - 食品在庫の上手な管理 ⇒野菜の保存と使い切り情報の発信	- 小売店での販売期限切れによる廃棄削減 ⇒てまえどりの拡大 - 飲食店からの廃棄削減 ⇒食べ残しの持ち帰り推進 - 食品ロス削減に取り組むお店の拡大 ⇒食品ロス削減協力店の登録拡大
余剰食品・未利用食品の有効利用	余剰食品の寄付活動 ⇒フードドライブへの参加推進、フードバンク実施団体の育成	廃棄されそうな食品の流通促進 ⇒フードシェアリングサービスの登録・利用促進



生活排水処理

- 1 現状
- 2023年度末現在の汚水処理人口普及率（現行計画上は「生活排水処理率」となっています）は99.8%
 - 公共下水道は2005年度、農業集落排水処理施設は2008年度に整備が概ね完了
- 2 方針
- 今後、市街化区域においては公共下水道の整備を、市街化調整区域においては合併処理浄化槽への転換をはじめ、地域の実態に応じた生活排水処理事業を推進していきます
- 3 計画
- 2035年度を目標年度として、汚水処理人口普及率100%を目指します
- 4 合併処理浄化槽への転換の推進
- 国の循環型社会形成推進交付金を活用し、浄化槽設置整備事業（国の交付金に市が上乗せして補助）により単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換等を進めていきます

し尿・浄化槽汚泥処理

- 1 現状
- 本市では、家庭系し尿については、市と契約した民間事業者が収集を行っています
 - 事業系し尿については、全て許可業者が収集しています
また、浄化槽汚泥の収集運搬についても、許可業者が浄化槽清掃とあわせて実施しています
 - 収集したし尿及び浄化槽汚泥は、全て高松作業所において前処理後、中央水環境センターに投入し、処理されています
- (単位:kl)
- | | 2024年度実績 | 2035年度見込み |
|-------|----------|-----------|
| 家庭系し尿 | 1,336 | 1,110 |
| 事業系し尿 | 799 | 900 |
| 浄化槽汚泥 | 16,991 | 16,000 |
| 合 計 | 19,126 | 18,000 |
- 〔し尿及び浄化槽汚泥の排出状況及び2035年度での排出見込量〕
- 2 方針
- 災害時にも、衛生的かつ迅速なし尿収集を行えるように、平常時から安全・安心な収集処理を行います

ごみの発生抑制（リデュース）や製品等の再使用（リユース）を進め、次に再生利用（リサイクル）を進めるという3Rの考え方に基づいて、「ごみの減量・資源化」を推進する	リデュース （ごみになるものを減らそう）	● 環境にやさしい商品やサービスを選ぼう ● 再利用可能なパッケージの商品を選ぼう ● マイボトル、マイバッグを使おう ● 台所ごみを水切りしてみよう ● コンポストなど自然の力でごみをなくそう ● スーパーで買い物をする際は、てまえどりに取り組もう ● 買いすぎや食べ残しに気をつけよう ● 余っている食べ物は、フードドライブの協力店に持っていこう
	リユース （ものを繰り返し使おう）	● ものは修理して長く使おう ● リユースショップやフリマアプリ等を活用しよう ● 不要になった育児、子供用品を譲ってみよう
	リサイクル （もう一度資源にまわそう）	● 地域の資源集団回収を利用しよう ● 店頭回収や古紙回収ボックスを利用しよう ● エコノバ（資源回収ステーション）を利用しよう ● 市HPで回収拠点マップやワケトンブック（ごみと資源の分け方・出し方）で調べてみよう ● リチウムイオン電池や使用製品は正しく捨てよう ● 家庭でごみを捨てる際も、分別に取り組もう
	まちをきれいにしよう	● ごみや吸い殻のぽい捨てはやめよう ● 海や川にプラスチックごみを含む海洋ごみ流れ出ないようにしよう

Chapter
10

私たちができる環境行動ガイド（事業者編）

ごみの発生抑制（リデュース）や製品等の再使用（リユース）を進め、次に再生利用（リサイクル）を進めるという3Rの考え方に基づいて、「ごみの減量・資源化」を推進する

つくるとき、売るとき

- つくるもの、売るものに責任を持とう
- 廃棄物の少ない製品開発をしよう
- 長期使用、長寿命の製品開発をしよう
- リサイクルしやすい製品を開発しよう
- 神戸産の農水産物や木材を使用しよう
- 製造過程で出る廃棄物を分別し、リサイクルしよう
- 過剰包装を減らそう
- 梱包材にリユース・リサイクル可能なものを使おう
- 回収してリサイクルするしくみを考えよう
- 取引先と連携して環境に配慮した取組をしよう
- 環境に配慮した取組を積極的に発信しよう

使うとき、捨てるとき

- ペーパーレス化に取り組もう
- 使い捨て商品の購入を減らそう
- 社内研修でごみ減量に対する意識を高めよう
- 食べ残しゼロ、食べ残しの持ち帰りを呼びかけよう
- コンポストを使って生ごみを減らそう
- ごみの排出量を把握、記録してみよう
- 資源化可能なものを分別しよう